

熊取町議会委員会会議録

〔令和4年3月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（2月24日）〕

令和4年3月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	5

〔議会運営委員会（3月10日）〕

令和4年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他	16

〔総務文教常任委員会〕

議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例	18
質 疑	18
採 決	18
議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例	18
質 疑	18
採 決	18
議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	19
質 疑	19
採 決	19
議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例	19
質 疑	19
採 決	19
議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例	19
質 疑	19
採 決	19
議案第14号 工事請負契約の締結について（熊取町立東保育所大規模修繕工事）	20
質 疑	20
採 決	23
議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）	23
質 疑	23
採 決	31

〔事業厚生常任委員会〕

議案第8号 子どもの権利に関する条例	34
質 疑	34
採 決	36
議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	36
質 疑	36
採 決	37
議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	37
質 疑	37
採 決	37

議案第11号	国民健康保険条例の一部を改正する条例	38
	質 疑	38
	採 決	38
議案第12号	子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	38
	質 疑	38
	採 決	40
議案第13号	下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例	40
	質 疑	40
	採 決	41
議案第15号	町道路線認定及び廃止について	41
	質 疑	41
	採 決	42
議案第16号	町道路線認定について	43
	質 疑	43
	採 決	43
議案第17号	旧慣による公有財産の使用権の廃止について	43
	質 疑	43
	採 決	43
議案第19号	令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	43
	質 疑	43
	採 決	43
議案第20号	令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	43
	質 疑	43
	採 決	43
議案第21号	令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）	44
	質 疑	44
	採 決	44
議案第22号	令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）	44
	質 疑	44
	採 決	44

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和4年2月24日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	坂上昌史
	委員	田中豊一	委員	文野慎治
	委員	鱧谷陽子	委員	矢野正憲
	委員	二見裕子		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	明松大介	総務部長	林利秀
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	瀬野裕三

付議審査事件

- 1) 令和4年3月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年3月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（江川慶子君）なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたまま発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林利秀君）令和4年3月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、資料に基づき説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

まず、資料4ページの下、行政報告でございます。

損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告案件について説明いたします。

1件目の令和3年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月6日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。内容につきましては、国の経済対策における子育て世帯等臨時特別支援事業のうち、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係る経費の計上及びくまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費の増額でございます。

2件目の令和3年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年2月7日付で専決処分いたしましたので、同条第3項

の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金で、所得制限により支給対象外となった世帯に対し、町独自事業として0歳から高校3年生相当までの児童1人当たり10万円の給付を行うための経費の計上でございます。

次に、予定議案について説明いたします。

資料2ページをご覧ください。

1件目の非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例につきましては、消防庁長官通知を踏まえ、消防団員の処遇を適切に改善することにより、消防団員の確保につなげる必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

2件目の消防団設置等条例の一部を改正する条例につきましては、地域防災力の向上のため、消防団の組織拡充を可能とするため、この条例案を提出するものでございます。

3件目の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正により、年金担保貸付制度が終了することに伴い、一部改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

4件目の育児休業条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の改正により、国家公務員の育児休業制度が改正されたことに伴い、国公準拠の下、一部改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

5件目の事務分掌条例の一部を改正する条例につきましては、業務分担の見直しにより、所管する部署を変更する必要が生じたことから、この条例案を提出するものでございます。

6件目の子どもの権利に関する条例につきましては、子どもの権利や地域社会、行政といった様々な立場の者が子どもの育ちを支えるための役割を定めるため、この条例案を提出するものでございます。

7件目の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、保育所等の連携施設について一部改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

8件目の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、保育所等の連携施設について一部改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

9件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法の改正により、令和4年度分以後の国民健康保険料について、未就学児に係る被保険者均等割額を5割減額する制度が新たに導入されることから、この条例案を提出するものでございます。

10件目の子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、現在、15歳到達年度末までとなっている子ども医療費助成の対象者を18歳到達年度末まで引き上げるため、この条例案を提出するものでございます。

11件目の下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例につきましては、届出者の手続に係る負担軽減と事務の効率化を図るため、この条例案を提出するものでございます。

12件目の工事請負契約の締結（熊取町立東保育所大規模修繕工事）につきましては、熊取町立東保育所大規模修繕工事について工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

13件目の町道路線認定及び廃止につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、1路線の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

14件目の町道路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、6つの路線の町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

15件目の旧慣による公有財産の使用権の廃止につきましては、地方自治法第238条の6第1項の

規定により、土地改良区からの申出によるため池の用水使用権の廃止について議会の議決を求めるものでございます。

3 ページ、16 件目の令和 3 年度熊取町一般会計補正予算（第 11 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 9,405 万 8,000 円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入については、国、府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出については、500 万円以上の不用額が発生するもの及び国補正予算による追加内示に係る道路等工事などによるもの及びくまとりふるさと応援寄附金の基金への積立金によるものでございます。

17 件目の令和 3 年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入は保険基盤安定負担金の確定に伴うもの、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減額による国、府の財政支援によるもので、歳出は国、府の交付金金額確定等に伴う繰入金金の精算などでございます。

なお、各費目での補正額の増減はあるものの特会全体での補正額の増減はございません。

18 件目の令和 3 年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 1,051 万円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入については、被保険者数の増などに伴う保険料及び保険基盤安定繰入金金の増額、歳出については、同じく被保険者数の増などに伴う大阪府後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の増額となつてございます。

19 件目の令和 3 年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 418 万 8,000 円を減額するものでございます。主な補正内容は、交付金の内示に伴うもの、システム改修費に伴う補助金及び繰入金金の確定によるものなどでございます。

20 件目の令和 3 年度熊取町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的収入において 964 万 4,000 円の追加、収益的支出においては 96 万 1,000 円を減額するものでございます。補正内容は、令和 2 年度流域下水道事業市町村負担金の精算及び人事異動に伴う退職手当負担引当金繰入額の減額によるものでございます。

21 件目の令和 4 年度熊取町一般会計予算につきましては、予算額は前年度に比べ 1.1% 増の 149 億 1,862 万 5,000 円でございます。主なものにつきましては、分団消防車の更新や総合防災訓練を含む防災事業に関する経費、窓口でのキャッシュレス決済や文書管理システム導入に伴うシステム整備の経費、産業活性化基金事業に係る経費、新型コロナウイルスワクチン 3 回目追加接種に係る経費、東小学校や公民館、町民会館の大規模改修工事及び町民会館ホールの建て替え工事に係る経費などとなっております。

22 件目の令和 4 年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、歳入では、推計被保険者数の減少により保険料が減少、また保険給付費見込額も減少となることから、それに伴う府支出金も減少となっております。歳出では、同じく被保険者数の減少により療養給付費、療養費などが減少となることから、令和 4 年度当初予算額は前年度に比べ 2.6% 減の 50 億 736 万 7,000 円でございます。

23 件目の令和 4 年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者数の増加等に伴い、前年度に比べ 7.7% 増の 7 億 7,785 万 7,000 円でございます。

24 件目の令和 4 年度熊取町介護保険特別会計予算につきましては、被保険者数見込みの減少はあるものの、保険給付費見込みについては過去 3 年間の伸び率で見込むため増額となり、予算額は前年度に比べ 4.6% 増の 41 億 3,795 万 5,000 円でございます。

25 件目の令和 4 年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましては、墓地返還者の実績を勘案し、使用料等還付金の減額などにより、予算額は前年度に比べ 8.37% 減の 4,224 万 2,000 円でございます。

26 件目の令和 4 年度熊取町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入の事業収益は 11 億 1,363 万 6,000 円で、前年度に比べ 0.39% の減、収益的支出の事業費用は 10 億 7,023 万 5,000 円で、前年度に比べ 0.74% の減となっております。資本的収入につきましては 8 億 2,259 万 7,000 円で、前年度に比べ 7.72% の増、資本的支出につきましては 10 億 9,296 万 4,000 円で、前年度に比べ 6.47% の

増となっております。

また、4ページ上の追加予定議案といたしまして、現時点での案件は、令和3年度一般会計補正予算及び令和4年度一般会計補正予算を予定してございます。

以上で、令和4年3月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、3月2日から3月28日までの27日間といたします。

本会議の開催については、3月2日、4日、7日、8日及び28日の5日間といたします。

常任委員会については、総務文教常任委員会を3月14日に、事業厚生常任委員会を3月10日に、それぞれ開催いたします。

特別委員会については、設置いたします予算審査特別委員会を3月16日、17日、23日及び24日に、環境施設広域化調査特別委員会を3月11日に、議会改革検討特別委員会を3月10日にそれぞれ開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会については3月10日に、議員全員協議会は3月14日に開催いたします。

以上のとおり、令和4年3月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、質問の順番については、お手元の配付のとおりであります。一般質問については2月15日の正午に通告を締め切った後、会派代表質問については2月21日に全ての質問が通告された後、一般質問は副議長、会派代表質問は議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

日程第5 議案第1号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についての件及び日程第6 議案第2号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告についての件、以上の2件は委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第7 議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件、日程第18 議案第14号 工事請負契約の締結について（熊取町立東保育所大規模修繕工事）の件及び日程第22 議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件、以上の7件は、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第12 議案第8号 子どもの権利に関する条例の件、日程第13 議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第10号 議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第16 議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第17 議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件、日程第19 議案第15号 町道路線認定及び廃

止についての件、日程第20 議案第16号 町道路線認定についての件、日程第21 議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止についての件、日程第23 議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第24 議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、日程第25 議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件及び日程第26 議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上の13件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第27 議案第23号 令和4年度熊取町一般会計予算の件、日程第28 議案第24号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第29 議案第25号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第30 議案第26号 令和4年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第31 議案第27号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第32 議案第28号 令和4年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上の6件については、予算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和4年3月熊取町議会定例会の運営を行うことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、令和4年3月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおりと決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

委員長（江川慶子君）次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきましては、5件提出されております。

田中豊一議員から、文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書（案）、二見議員から、介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）、鯉谷議員から、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書（案）、消費税インボイス制度の中止を求める意見書（案）、以上5件であります。

これらの意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回3月10日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、令和4年3月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（「10時26分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和4年3月10日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	坂上昌史
	委員	田中豊一	委員	文野慎治
	委員	鱧谷陽子	委員	矢野正憲
	委員	二見裕子		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	明松大介	総務部長	林利秀
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	瀬野裕三

付議審査事件

- 1) 令和4年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和4年3月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（江川慶子君）なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたまま発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林利秀君）令和4年3月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、資料に基づき説明いたします。

2ページの追加予定議案の欄をご覧ください。

追加予定議案につきましては、条例改正が1件、補正予算についてが2件の合計3件でございます。

それでは、案件について説明します。

1件目の一般職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2件目の令和3年度熊取町一般会計補正予算（第12号）についての補正内容は、南小運動場改修工事、東小大規模改造工事、熊中トイレ改修工事に伴う国の補正予算による補助金を活用するため及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により2億5,005万8,000円を追加する補正でございます。

3件目の令和4年度熊取町一般会計補正予算（第1号）についての補正内容は、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の処遇改善に伴うもの及び先ほど令和3年度熊取町一般会計補正予算

(第12号)で説明しました各学校の改修工事による国の補正予算に伴う令和3年度への前倒し計上による減額補正でございます。

以上で、令和4年3月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長(江川慶子君)ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本3件につきましては、3月28日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、本3件については追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

委員長(江川慶子君)次に、先日持ち帰っていただきました意見書5件について、ご意見をいただきます。お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書(案)について補足説明はありますか。田中豊一委員。

委員(田中豊一君)今回の補足説明として、提案理由でございますけれども、昨年の10月31日に投開票が行われました衆議院議員選挙の当選者に対する文書通信交通滞在費に、以下、文通費と呼びますけれども、が、11月1日に当選確定した議員も含め、投開票日である10月31日を基準日として10月分の満額100万円が支給されたということを発端に、文通費及び立法事務費の使途について、社会通念上理解に苦しむ、議員特権ではないかという声が国民の多くから上がっておりました。よって、文通費及び立法事務費の使途の透明性と公正性を確保し、担保し、納税者から納得される国会議員の活動の在り方となるよう、所要の法改正等の事項について早急に取り組むよう強く求めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

委員長(江川慶子君)次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君)この意見書に対しましては反対するものではないですが、もう少し文章に付け足していただければよりよいのではないかと思います文章を2つほど作成させていただきましたので、一度聞いていただきたいと思います。

まず、「文書通信交通滞在費、立法事務費を政治団体等へ寄附する行為を禁ずる設定を設けること」という文章と、もう一つは「文書通信交通滞在費、立法事務費の支出が支給額を下回り残金が発生した場合は、返金することを義務づける設定を設けること」、この2つの文をこの3つの文の中に入れていただければ、よりいいのではないかと思いますので、提案させていただきます。

以上です。

委員長(江川慶子君)今、提案がありましたが、どうでしょうか。ちょっと、今初めて聞いたんで、頭に残っていない方もおられると思うんですが、もう一度、どういうふう……。1、2、3の中に4、5と入れる形なんですか。二見委員。

委員(二見裕子君)いや、1番はそのまま1番で、2番として、要は、政治団体等への寄附する行為と

いうのを禁ずる設定というのを一つ入れていただく。で、今、2番の文章はそのままで、2番と3番の間にもう一つ文章を入れていただきたいのが、この支出というのが支給を下回った場合、残金が発生しますけれど、その分をちゃんと返金してくださいよという内容をここに入れてはどうかというふうに思いましたので、文章2つ作成させていただきました。

委員長（江川慶子君）そのようなご意見が出されましたが、いかがでしょうか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）私、最初に提案させていただいたやつ、1番については、それは当然やと思いますし、その政治団体への寄附禁止というのは、2番については、我々の同じような熊取町での分についても、余ったら返すということになっていますので、それは入れてもいいかなと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。坂上昌史副委員長。

委員（坂上昌史君）余ったら返すというところの文なんですけれど、別に入れるの反対じゃないし、この意見書にも特に反対するんじゃないんですけれど、2番に「実費精算とし」と入っているから、入れなくてもいいかなと思いますけれど。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）実費精算とはありますけれど、返すということは明記されていないということにならないですかね。というところで、熊取町も政務活動費は当然実費で精算していますけど、余った分に関しては返金をするという項目もあってはいいのではないかと思ったので、文章を足させてもらったんですけれど、どうですかね。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。この取扱い、どうさせてもらいましょうか。本体については別に反対するものではないということで、ちょっと付け足してほしいという意見が出ております。どうさせてもらったらいいですか。手を挙げていただけますか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）今、2つの追加というふうな意見が出ましたけれども、これ、追加したやつが大阪府のほうで出されているような意見に近いというふうに認識はするわけですが、そういった形でいいんでしょうかね。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）もともとの豊一委員が出されている文書に関しましては、大阪市のほうでも出されているこの意見書でありました。中身を見る中で大阪府のほうの対応を見たときに、今、私が言わせていただいた2つの文章が入っておいりましたので、きちっとした形でこの意見書として出すのであるならば、この2つの文を入れてもいいんじゃないかなと思いましたが、提案させていただきました。この意見書について反対するものでもないです。

以上です。

委員長（江川慶子君）さあ、どのようにまとめさせてもらいましょうか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）追加した分で結構です。賛成はさせていただきます。

委員長（江川慶子君）文野委員。

委員（文野慎治君）国のほうは、幾ら議論といったって先送りと避けているわけで、やはり我々も地方の議員として、やっぱり国民の皆さんから疑義を持たれる制度だということが、これはもう世論は常識になっていますので、やはり出す限りは完璧というか、漏れのない形の文書を出すべきだと思うので、二見委員のほうの提案については賛成したいと思います。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）本当にきっちりとしていただくほうが訴える力もあると思いますので、やっぱり団体などへ寄附することは禁止することと、それから残金はきちっと返すようにということが含まれるほうがいいと考えます。

委員長（江川慶子君）ということですので、皆さん発言されましたね。そのようにまとめたいと思うんですが、今、意見として発言していただいたものなので、文字として起こされていないものを承認とかいうわけにはいかないんで、もう一度ゆっくりと1から言ってもらえますか。記から。記以降

を。二見委員。

委員（二見裕子君）じゃ、すみません。まず1番、文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれの支出に関しても領収書の提出及びその内容のインターネット公開を義務づけること。2、文書通信交通滞在費、立法事務費を政治団体等へ寄附する……

委員長（江川慶子君）ゆっくりお願いします。二見委員。

委員（二見裕子君）はい。文書通信交通滞在費、立法事務費を政治団体等へ寄附する行為を禁ずる規定を設けること。3、文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれに関しても実費精算とし、趣旨に反する使用に関しては支給されることがないように、別途詳細な使用のルールを法令で決めること。4、文書通信交通滞在費、立法事務費の支出が支給額を下回り残金が発生した場合は、返金することを義務づける規定を設けること。5、上記の支出に関するルールが遵守され、支出の用途を明確にして、国民が納得できるように有識者によるチェック体制を確立すること。

以上です。

委員長（江川慶子君）ありがとうございます。

今、まとめていただいたんですが、このような、記以下4項目ですか、でよろしいでしょうか。

（「5項目」の声あり）

委員長（江川慶子君）5項目。失礼しました、5項目でよろしいでしょうか。2項目が挿入されるということですね。

（「提出者いきましようか」の声あり）

委員長（江川慶子君）田中豊一委員、提出者の方のご意見いかがでしょうか。

委員（田中豊一君）はい、それで結構です。

委員長（江川慶子君）それでは、本件はそうのように修正し、追加議案として上程するものにいたします。

次に、2件目の介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）について補足説明はありますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、ご意見等承ります。ご意見はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ちょっとお聞きしたいんですけども、制度の簡素化というのはどれくらい簡素化されるのか、今の制度がどういうもので、それをどういうふうに簡素化してほしいとおっしゃっているのか、その辺の具体的な内容がちょっと分かりにくいのと、それから、裁量権を拡大するということが最後に書いていらっしゃるんですけども、各設置者の裁量権を拡大するとなるとどういうふうに拡大するのか、いろいろな場面が出てくると思うので、その辺もきっちり書かれているほうが賛成しやすい感じがするんですけど、そのことについてはどうでしょうか。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）この手続きの簡素化というのは、上の2つのところにも載ってしまっていて、私も、このちょっと内容を見たときに、加算であるとか、本当に事業者が事務手続が大変になるであろうというような内容でありましたので、そこはやはり処遇改善としてしっかりとできるように、事務手続については分かりやすく簡素化していただきたいなというふうに思う部分と、あと、事業者がこの制度をしっかりと使いやすいような、先ほど事務手続もでしたけれども、2番目にありますように、実情に応じた柔軟な判断を行いながらというふうなところをしっかりとやっていただけるようにというところで、この制度上の事務手続において事業者の負担にならないようにという部分の意見書であるというふうに思っております。

以上です。

委員長（江川慶子君）裁量権のところはどうですか。二見委員。

委員（二見裕子君）ちょっとそこら辺は、ちょっとすみません、私も内容的には分からないです、裁量権というところ。すみません。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）裁量権と書かれてしまうと、業者というか介護を経営されている方が、この業種には何ぼ、この業種には何ぼと、各業種によっていろんな仕事があって、そういうところで、ここは重くしよう、ここは軽くしようというふうなことで、各介護施設によって違ってしまうのかなとそういう感じを思うんですけど、そういうことはあり得ないということなんでしょうか。その裁量権というのがちょっとよく分からないんですが。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）ちょっとそこら辺の、私も深く、すみません、読めていないんですけど、今、本当に介護職員の人材、なかなか2025年問題で超高齢化の社会が近づいてくるに当たって、介護ニーズというのは確実に増えていくわけですよ。そうなったときに、やっぱり介護職員の人材の確保であったりとか収入というのが、本当にこれからの課題でありますので、その辺を考えたときに、やはり人材確保の部分で事業者がある程度の、制度から外れることはないと思うんですけど、そういう部分をしっかりと使っていけるというんですか、やっていくことを検討してくださいねというふうな部分で意見書として出させていただく、具体的なことについては特にここでは触れておりませんので、ちょっと私にも分かりかねます。すみません。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。鱧谷委員、これでよろしいですか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）反対するということでもないんですけども、何か介護職員など特定処遇加算などの統合を含めた一本化を検討するとか、事務手続の簡素化に最大限努めるとか、理解しにくい、どういうことをこの意見書で求めているのか、もうちょっと具体的なものが、こういうふうな不備があるからこういうところをきちっとしなさいって……。簡素化とか、それから裁量権とかと言われてしまうと、どれくらい裁量権が、国のほうで決めはるんでしょうけれども、求めているのかというのがちょっと理解ができないんで、賛成したいんですけども、何かちょっと理解できないというふうな感じで思っているんです。

確かに2025年問題も分かっていますし、使いやすいようにしていくということは大事なことだと思いますけれども、具体案がよく見えないというのか、こういうところのあれをしてほしいとか、9,000円引き上げるのをもっと大きくしてほしいとか、こういうところが少ないからこういうところにはもう少しお金を回してほしいというふうな具体的な案が見えてくると、賛成したいなと思うんですけども、ただ簡素化すると、それから裁量権を拡大すると言われても、どういうふうに要望してはるのかというのがちょっと見えなくて、不安があるんですが。皆さんの意見。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）そういう読み方ではなくて、僕はこう思うんです。

原則3年ごとに公的価格の見直しするというのは、国の、上からのこうしなさいよと。ただ、今、この裁量権を拡大するというのは、その上の文章を読んでいただいても分かるように、例えば、同じ施設で働いている人の勤続年数とか、その施設の中の仕事ぶりの中の検定制度などで、一生懸命やってくれている人にはボーナス加算みたいな形があるのと同じで、そういう形の、今、どことも人手が足りない中で、それと、もう一つは働いている人が低賃金なんです。そのことを問題に共産党もされていると思うんですけども、そういう部分で、働く人にもサービスだとか一生懸命やっている施設の人の満足度を上げるための、一生懸命やっている検定制度などを合わせた人件費がこんだけありますよということについての人材確保するための裁量権を、そういう施設に与えていこうというふうに、僕はこれ読むんですけども、提案者そうじゃないんですかね。

だから、こういう個々で頑張っている人も、サービスを提供するために人材を確保しようというところは、このA施設よりBのところで働くほうが、同じ時間拘束されてもその中で頑張ってきた年数とかそんなんによってキャリア方式でそこに上積みされていて、その人はそこでずっと働くという価値観を持って、入所者にサービスをやったり自分の仕事にも誇りを持って、だからそのところを、公的価格というのが一つあるけれども、そこに、その施設の中で働いていて認定されたら裁量権を持って、その人にはもっと出せるというような形を出していますということ、

国は、均等ではなくて、そういうことをうちの施設はやっているから、これは人権としてあるんですよという裁量権を、これ国に出すやつでしょう、そこに求めるわけやから、何もそんな反対するような話ではない。違いますか。

委員長（江川慶子君）今、文野委員から意見出ましたが、ほかにご意見ありますか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）当然、皆さん読んでることだと思いますけれども、最後の3番の裁量権というのは、すなわち法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断をするというふうなことを裁量権というふうに言っているんであるというふうな状況の中で、やはりそこで働いてくれる若い人材をしっかりと確保しなければいけないというふうなことになりますので、やはり今から国のほうに出してしっかりと対応してもらうことを、我々が地方議会から伝えていくというふうなことがやはり重要なことであるのかなというふうに、認識はしております。

裁量権の問題は、私はもう先ほど言うたことで、法人、それから事業所が実情に応じて柔軟な判断をする、これがすなわち裁量権だと考えておりますので、しっかりとこれは国に伝えるべき要望書だと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）裁量権とかそういうのも分かるんですが、その決まったお金が国から下りてきて、そこで裁量権が柔軟にできるということになってしまうという感じが、何か不安を持つんです。本当にお金をもっと必要なところはもう話なしにして、だから、もっと介護施設のほうにお金を回すというふうなことがこの中に入っていれば、そしてその中で、その増えた分に対しては裁量権をしてもいいですよというふうな感じのところ辺のその辺を……

（発言する者あり）

委員長（江川慶子君）ちょっと皆さん、個々で意見を言わないで。

（「処遇改善加算をそういう」の声あり）

委員長（江川慶子君）矢野委員、ちょっと待ってくださいね。今、鱧谷委員の意見のところ。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）統合を一般化するというふうに、一つにすると言うてはるんでしょう。そういうのをね。それで、それを……

委員長（江川慶子君）もう一回止めてもらっていいですか。まとめてください。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）すみません。

何か増やして欲しいというふうなところ辺のことを一言書いていただけたら、その中で裁量権をしていただけたらいいんですけれども、何かあるこの決まったお金の中で、裁量権で、この人だけはたくさんとかこの人だけはというふうな、そういうふうな、裁量権といたら、何かそんな感じに思ってしまうんで、ごめんなさい。それは、私の感覚が悪いんかと思うんですけれども。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見はございませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）すみません、もう何度も言いませんけれども、要は、国としたら、やっぱり事業所がいっぱいある中で、ここも人件費の割合が高いですよねと、何でやねんと。国でこういう3年に1回やっている基準を守っていないじゃないですかと。例えば、こういう予算を取りたいとかいうことを役所の窓口で言うてもね。

そうじゃなくて、さっき言うたように、私どもは、サービス向上と働く人の生活もあるから、長く働いてほしいから、基準より例えば上乘せしていますけれども、利用者の満足度は高くして評判もよい施設になっていますよということが売りになるわけなんです。それが裁量権を持ってやっているからね。どことも、それやったら、人件費の総枠なんていうのは、こういう福祉の職場に携わる人のものは、国が言うている部分の枠はいつも増えないんですよ。今はそういう弊害があるから、こういう意見書を我々地方の議会を出して、そのそれぞれの働く人、それを経営する人側の立場

に立って、経営手段の判断として、そういう人件費に係るものも投資することによって利用者も増えるんやということを思っている、そういうところに裁量権を持たせてやっていったらどうですかということを、国に意見を述べるのがこれやから、そこは、何かちょっと裁量権いうたら、何か力で押さえつけられるようなイメージを持っておられるんかしらんけれど、それは今回の場合とは全然違うと私は思います。

委員長（江川慶子君）それでは、ほかにご意見ございますか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ということは、業者のほうの側でお金を積んで人を集めてくるということを認めるという裁量権でもないんやね。

（発言する者あり）

委員長（江川慶子君）そろそろ意見まとめてよろしいでしょうか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）鱧谷委員がご意見述べている中で、実はこういったことも付け加えたらどうやみたくないことをおっしゃっていましたが、そういったやつ、具体的なものを持っているんやたらご披露していただいて、それをもうここの中で議論して、国のほうにも届けるというふうなことも一つの案だとは思いますが。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）だから、この「収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる」ということの後に、「これからも介護職員のための収入を引き上げてもらい」というふうな言葉が入れば、ここで「決定し」で終わってしまっているんで、そのお金をあれするみたいな感じで受け取ってしまいますので、だから、「これからも介護職員充実のために収入を引き上げてもらうことを要求する」でいいんですかね。それで、令和4年以降について、ここの後、講じているの後で、「これからも、介護職員のために給与引上げを望む」というような感じの言葉を付け加えていただいたら。これは、何かここで止まってしまっていて、裁量権とかそういうのだけが浮き彫りになってしまっているんで、それでいいのかなという感じがして質問させてもらったんですが。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）介護職員の賃金を今後もしっかりと引き上げるという分の意見書ではないと、私は思っていますので、この3%程度引き上げる措置を実施することが決定されているというところにおいての事務の簡素化ということと、その対象の職種の拡大とかという、入っていない方がいらっしゃるよ、この3%アップに。ケアマネですとかですか、何か入られていない方もいらっしゃるというところの拡大を求める意見書ですので、今後、介護職員の収入をもっとアップしてくださいねという意見書ではないので、ちょっとその文章を入れてもどうなのかなというふうには感じます。

委員長（江川慶子君）いろいろ意見が出ていますが、鱧谷委員はこの本体の部分で反対されているんでしょうか。そこちょっと確認した上で採決を採ります。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）介護職員処遇改善、介護職員特定加算の統合を含めた一本化を検討するということは、そういう介護職員の給料をそういうところにも及ぼしてくださいということではないんでしょうか。だったら、そういう言葉を入れていただいて、事務手続の簡素化はいいと思うんですけども、裁量権を拡大するというのがちょっと引っかかるんですけど、その辺の言葉が入ると、これからの介護職員の特定処遇改善加算をしてもらえるとというふうな言葉の、それでは駄目なんですね。統合を含めた一本化をするというこの辺も、ちょっと私、それやったら、介護職員の処遇改善を求めるのほうははっきり分かるんですけど。

委員長（江川慶子君）そしたら、もう意見が一致しないようなので、上程しないことにします。そのようにさせていただいてよろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

では、そのようにさせていただきます。

次に、3件目の地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）について

補足説明はありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、ほかにご意見等承ります。ご意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

意見等なく、反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、4件目の選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書(案)について補足説明はありますか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 夫婦別姓制度の法制化に対する議論ですけれども、やはり世界的にも夫婦が別姓が法律で定められているという国は日本だけしかないと言われてます。選択できるとか、それから主人の名前にしても、女性の名前にしてもいいというところがもうほとんどになっておりますので、これは通していただけたらありがたいと思います。

委員長(江川慶子君) ほかにご意見ございませんか。二見委員。

委員(二見裕子君) この意見書に関しましては、特に反対するような項目もないのかなというふうに思っております。夫婦が別姓ということの議論も、国会のほうでもこの分に関しては少し議論が進みにくいところであるのは感じておりますので、やはり意見書として出ささせていただいて、国でしっかりと法制化に向けて議論していただくようにしていくべきだなというふうに感じております。

以上です。

委員長(江川慶子君) ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、5件目の消費税インボイス制度の中止を求める意見書(案)について補足説明はありますか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 今、収入が1,000万円を下回る業者に対して、やっぱり非課税となっているところが、今度インボイス制度で課税対象となってしまっていて、本当に小さな業者が潰れていくのではないかという心配をしております。ぜひインボイス制度はやめていただけるようお願いしたいと思っております。

委員長(江川慶子君) ほかにご意見ございませんか。田中豊一委員。

委員(田中豊一君) ちょっとお尋ねなんですけれども、この1,000万円以下の、ここへ書いています個人事業主、フリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家などの広範な負担増になるということなんですけれども、こういう方々は、今は1,000万円以下ということであれば、消費税のほう、もらっていながら納税していないということで、解釈でいいんですか。

委員長(江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 今は、納税はしておりませんが、業者に、買うときに消費税は払っていただいて、その消費税と自分たちが売るときに払う消費税と、その差額ですね、それを今度インボイスとして払わないといけないという制度なんですけれども、そのインボイスとするために、多くの業者は、年取った業者とか、会計士を雇ったりとか、それをたくさん品物に対するそういう事務的なものも手続しなければいけないというふうなことで、そういうようなお金がかかってしまっていて、業務が成り立っていかないというふうなことが考えられると思っています。

委員長(江川慶子君) 田中豊一委員。

委員(田中豊一君) 今までと違うようになるから、そういう点は、個人では負担増になるんだと。要するに納税していないということですね、正式に言えば。ちょっと我々の立場として、政府がこの方針を決めるわけで、そこに対する意見書なんですけれども、この納税の公平性とか、そういうところ、例えば個人であれば、最近も商工会では説明会何回もやっていると、僕、聞いているので、そういうところへ所属されるなりして、年会費もそんな高いことないと思うんで、そういうことをやっぱり何らかの形で、商売やっていたら、それは我々の立場としてはそういうことをやっぱりやっ

てもらうのが普通違うのかなと思うんですけど、それ、ちょっと考え方がおかしいですかね。
委員長（江川慶子君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） やはり収入の少ない方、生活しにくい方に対して、やはり国から助けるというのが普通ありますよね。だから、1,000万円以下で納税額が少ない方に対しては、やはり何らかの助けをいただくというのは必要じゃないかなというふうに思います。それが、1,000万円以下の非課税っていうふうに思うんですけども、それを今度は、どんな小さなところでも税金を払わないと、買った会社のほうがそういう証明書がないと仕入れさせてもらえないというふうなことが起こってきますので、その辺のことは、1,000万円以下の方が今まで非課税やったということは、それだけ大変な商売をしていらっしゃるということで捉えているんですけど、その辺はおかしいでしょうか。

委員長（江川慶子君） それは、質問なんですな。
（「いやいや」の声あり）

委員長（江川慶子君） 田中豊一委員。

委員（田中豊一君） これ、議会として出すわけですので、心情は分かりますけれど、例えば個人の税金についてでも、やっぱりマイナンバーカードで確定申告したりとか、これなかったら確定申告できないですわね。やっぱり消費税の導入してからもう何年もたつ中で、やはりそういうところをはっきり、公平性という意味では、させるというのが政府の方針違うかなと思うんで、納税に対してそういう例外をつくるというのを、我々の立場として、政府がそういう方針を出すわけですから、議会の立場としてそういうことを物申すのがいいのかどうかというのは、ちょっと私は疑問視あるんですけども。

委員長（江川慶子君） ほかにご意見ございませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君） 消費税の、もともとこれは3,000万円であったのが、その当時八百屋をされておられる方、いろんな商売をされている方が、3,000万円以下であれば消費税を納める義務がなかったもので、そのときに消費税分をもらわずに商売をしていたというふうなことがあって、だんだんと厳格的に厳しくなってきたというような歴史があるというふうに認識しております。

今は、1,000万円の売上げがあれば消費税を払わなければいけないというような制度になっていて、だんだんここもやはり厳しくして、公平性だ、公正さということが厳格に求められているような時代になってきているので、今、こういうふうな考えが出てきているというふうに認識をさせていただきます。

先ほど、田中豊一委員が、我々地方議員の立場として、心情的には分かるけれども、これを国のほうでやってほしいというふうなことは、納税者の観点からいうと、さっきも言いましたが、公平性に欠けるんじゃないですか、公正さに欠けるんじゃないですかというふうな制度を残せというのは、ちょっと我々の立場では言いにくいかなというふうな認識がありますし、それどころか、やはり納税者の皆さんにしたら、公正さを担保してほしいというふうな考え方があるのかなというふうに認識はします。

例えば、これが今現実にされていて、このコロナ禍であるからそういったものを緩和してほしいとかというようなものであれば、いろいろと考えることはできるんですけども、最初からするというのは、ちょっとなかなか、その意見書を出すというのは、少し、なかなか賛同をすることはできないなというふうに考えておるところです。

以上です。

委員長（江川慶子君） ほかにご意見ありますか。坂上昌史副委員長。

委員（坂上昌史君） このインボイス制度は、別に1,000万円以下でもこの先も免税事業者でいることも選べるし、ここに書いてある地域に根差した小規模事業者というのは、大体イメージしたら、地元の消費者に対してご商売されている方かなというのを、僕はイメージしたんです。そういった一般の消費者の方に売るにしたら、インボイス発行する必要もないのかなと。言ったら、企業対企業で

仕入れするからインボイスが必要なんであって、一般の消費者の方に対してそうやってインボイス発行する必要もないんで、そういった方は今のまま免税事業者でいることも選べる選択肢もあるので、別に全体的に中止しなさいという意見書はちょっと賛成しにくいかなと思います。

委員長（江川慶子君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 何もかも買わずに商売するということは、多分できないんじゃないかなというふうに思います。何を作るにしても買わないといけないですから。その買うところに対して拒否をされてしまうというおそれがあるということなんですけれども、言うてる意味分かりますか。

委員長（江川慶子君） 坂上昌史副委員長。

委員（坂上昌史君） だから、インボイスが必要な人が買う人かどうかというのが問題になるわけで、ここに書いてある地域に根差したというイメージで言えば、その地方で八百屋やっけていて地元の住民に野菜を売るところであれば、別にそんなインボイスなんか必要ないよねという意見なんです。

委員長（江川慶子君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 野菜を作っている人から買うときにも、やはり消費税は払っていると思うんです。それは、払っているか払っていないかというのはちょっとよく分からないんですけれども、そういうところからも、野菜を仕入れるときに何ぼでというふうな、それは、自分ところの家で作って売っている場合でも農機具とかそういうものに対してやはり税金がかかってきているんで、そういうところはどういうふうになっているか、その辺は私もちょっとよく分からないんですけれども、だから、本当にもう限られた職種だけになってしまうのではないかなという気はしているんですけれども、概ね。大概のところは、小さなお商売していてもどこからかいろいろなものを仕入れて、加工して、そしてそれを売るというふうな形にはなっているかと思うんですけれども。

委員長（江川慶子君） それでは、まとめてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

委員長（江川慶子君） 意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございますが、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和4年3月定例会閉会から令和4年6月定例会閉会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和4年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、3月23日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

（「14時25分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和4年3月14日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	文野 慎治	副委員 長	大林 隆昭
	委員	浦川 佳浩	委員	河合 弘樹
	委員	矢野 正憲	委員	二見 裕子
	委員	江川 慶子		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	教育 長	岸野 行男	総合政策部長	明松 大介
	総合政策部理事	野津 惠	総合政策部理事	東野 秀毅
	総務部長	林 利秀	総務部理事	阪上 章
	住民部長	巖根 晃哉	住民部理事	山本 浩義
	健康福祉部長	山本 雅隆	健康福祉部理事	木村 直義
	都市整備部長	田中 耕二	都市整備部理事	白川 文昭
	都市整備部理事	濱田 隆之	兼道路課長	永橋 広幸
	教育次長	阪上 敦司	都市整備部理事	原田 哲哉
	企画経営課長	近藤 政則	教育委員会	事務局理事
	財政課長	竹田 陽介	事務局理事	藤原 孝二
	総務課長	奥村 光男	危機管理課長	浦添 全弘
	人事課長	橘 和彦	情報政策課長	井口 雅和
	収納対策課長	下中 昭三	総務課参事	野津 博美
	介護保険課長	根来 雅美	税務課長	島尾 学
	保険年金課長	阪上 正順	環境課長	藤本 明
	道路課参事	宮内 要重男	保育課長	藤本 明
	学校教育課長	三原 順	まちづくり計画	課長
	生涯学習	立石 則也	水とみどり課長	馬場 高章
	推進課長		学校教育課参事	庭瀬 義浩
事務局	議会事務局長	藤原 伸彦	書 記	松藤 茂孝
				瀬野 裕三

付議審査事件

- 議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 工事請負契約の締結について（熊取町立東保育所大規模修繕工事）
- 議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）

委員長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めており

ます。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(文野慎治君) なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたまま発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため、一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案7件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありますか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。

委員長(文野慎治君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(文野慎治君) 初めに、議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第3号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(文野慎治君) 次に、議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第4号 消防団設置等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第5号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第6号 育児休業条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。大林副委員長。

委員（大林隆昭君）すみません。どこまでのものが移るのかをちょっと少し詳しく教えてください。どこまでの業務が移るのか。

委員長（文野慎治君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）今回の業務分担の見直しにより、条例上は広聴に関する業務ということで、例えばパブリックコメントであったりとか、そういった部分、また、事務分掌規則のほうなんですけれども、情報公開、個人情報保護、こういった関連の業務を総合政策部から総務部に移管させる改正の一環で、条例に関してはこの広聴の部分で改正になってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第7号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第14号 工事請負契約の締結について（熊取町立東保育所大規模修繕工事）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）今回、東保育所の大規模改修ということで、図面とかも出されているのでちょっと比較して見せていただきました。保育室の6です。資料4ページの改修前と改修後と見ると、保育室の6がちょっとかなり小さくなるんですが、それは宿坊に当たる方のトイレが新たに設置されるということで、衛生面のことを考えて計画されていると思うんですが、保育室の6が小さくなるということなんですが、この辺の影響というのはどうなんでしょうか。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）保育室6のほうなんですけれども、現状のところ、ゼロから5歳のほうというところは、6歳の部分についてはワークスペースという形で特に今のところは使っておりません。空いておりますので、そこの部分を一部トイレのように改修するということになっておりますので、保育する保育室が減るとかということの影響は特にありません。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。それと、おトイレなんです。改修されるということですが、現状とどのように変わるのか、ちょっと教えていただけたら。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）今回、トイレの改修、洋式化というところが入っているんですけれども、子ども用の洋式トイレ7つございます。こちらのほうはやり替えという形で更新いたします。和式が4つあるんですけれども、こちらのほうを洋式に変えますというのがあります。子どもの小便器12個ございます。こちらのほうもやり替えという形になってまいります。大人用、職員用のやつも、洋式と和式がちょっと交じって3つあるんですけれども、こちらのほうを洋式のほうに更新するという形の改修内容になっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。保育所ですから、男女別に分けることなくということで、今1か所なのかなということですね。男性職員の方とかは、ここは……。そういう考えはないんですか。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）女性の職員のほうが、今、東も女性の方ばかりというのものもあるんですけれども、そのところは共用というところで使わせていただいております。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。またそういう必要があるときには、何らかの対応、また出てくるかもしれませんが、お願いしておきます。

あと、小さなことなんですけれども、3ページ、現行ではオイルタンク庫というのがあったんです。それがなくなるみたいなんです。何に使っていたのかちょっとよく分からないんですが、その辺はどのように変わったのか教えていただけますか。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）こちらオイルタンク庫なんですけれども、以前暖房とか使っているときの燃料で置いておったんですけれども、今回、暖房とか、遊戯室も空調に変えてまいりますので、要らなくなつて、今もう使っていないんですけれども、そういった部分は有効活用で倉庫として、もとも

と倉庫の置く場所がありませんので、そこを倉庫に改修して物置というふうに使っていききたいというふうな内容でございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。工期が、議決後から令和4年12月23日までということで、保育を行いながら工事ということですよ、9か月間。その辺のやり方といいますか、安全性といいますか、その辺はどのようにお考えですか。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）こちら、今、委員おっしゃったように、保育しながらやってまいります。まず、遊戯室のほう、今回エアコンを設置するんですけれども、そちらのほうを先にエアコン設置をいたしまして、そこを仮の保育室としてまず使って、改修すべき部屋の子どもはそっちに一旦移っていただいてそこを改修する、また終わったら戻るというのを繰り返しながら、工程を分けて進めていくというふうな流れで考えております。西保育所もそういう形、遊戯室、パーティションで分けながら使わせていただいたので、遊戯室を使いながら、順次進めていくというふうな工程で考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。保育室はそうにするということで、あと、道がちょっと急な坂なんで、そこに車の出入りがとかわられることになると思うんです。その辺の注意だとか、もろもろ、その安全性ですね。その辺十分に気をつけていただくようお願いしたいなと思います。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）今、委員おっしゃった交通安全対策なんですけれども、東保育所の上り口、交差点のところ渡ったところに、スポットで1人警備員と、上り切った、今、門、ゲートあるんですけれども、そちらのところに警備員を置く形には考えております。

あと、工事の時間帯もそうなんですけれども、西保育所もそうなんですけど、子どもの登校園の時間を避けていただく、それ以外の時間をするであったりとか、午睡の時間、昼の時間を避けていただくとかという形で、子どもへの影響、登校園の影響ということは、極力同じような形で避けるようにというふうな配慮を考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）すみません。この大規模修繕工事なのでどうかと思うんですけれども、太陽光のパネルを載せたりとかという検討はされなかったのでしょうか。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）こちらの保育所の屋根なんですけれども、構造自身が軽量鉄骨の建物になっておりまして、屋根自身が、学校とかと違いましてちょっと頑丈な造りになっておりませんので、太陽光を載せるとちょっと重さが、何か耐久度取ったときにしんどいかなというところで、ちょっとそこまでのところは見送っております。その間、照明の部分はLEDにすることによって、省エネできるような部分については、今回、全面的に照明やり替えていきますので、そういったところで省エネ化のところには努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）いいですか。

ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）おはようございます。ゼロカーボン宣言都市を熊取町が令和3年5月18日にやっております、会派質問のほうでも、これから二酸化炭素の排出量を削減していかなきゃいけないと

というようなことで、これから大規模改造するときであるとか新たに建てる時というのは、エネルギーの地産地消の考え方というのをやっぱり持たないといけないと思うんですけども、先ほど二見議長のやり取りを聞いていると、やはり、今回載せるのは厳しいというような話は出ておりましたけれども、これからやはりこういった形で大規模改修をすとか、新たに建物を建てるというときは、やはりそういった再生可能エネルギーを地産地消という考えに基づいてやっていくというのが、もうこれからマストになるのかなというふうに認識はしております。

できるならば、本来ならば、今回の屋根も補強してやってほしいなぐらいのことは、実は思っているんです。大規模改修やったら、次するとなると、やはり20年後とか25年後になりますから、それだけやはりずれ込んでしまうんで、今、今回出ているようなときにやってしまうと、一気に呵成にやるというようなことも考える必要というのはあると思います。太陽光発電と蓄電池がセットになっているようなものというふうなことなんですね。今回はもう完全にこういうふうな図面でやってしまうんで、そういったことってなかなか厳しいんですか。今後、例えばそれを補強しながらというようなことは、やはりなかなか今の現時点では考えられないことなんですかね。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（文野慎治君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）ご質問いただきましたとおり、ゼロカーボンということで、従来から、そういう話が出る前から、改修の際には効率のよいものを採用すとか、いわゆる省エネというもののアプローチはしてまいりました。今回、何分ちょっと築後の年数がたっている建物ということがあって、屋根にこれ以上ちょっと積載荷重を載せるというのは、いろんな意味で、分からない部分での不安感もあるというようなところで、現在の内容になっています。

町有施設、これからも改修していきますので、その中で、ゼロカーボンといったものに対してアプローチできるものについては、積極的に検討していきたいと思っておりますが、今回の中では、保育担当課とも話した上で、現状の内容になっているものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）議員を長いことやっているとして、こういったものが出ていて、すぐに変えろというのはなかなか難しいということも認識はしておりますけれども、やはりゼロカーボン、カーボンニュートラルというようなものが大きな柱になってきていますので、それをやはり認識をした施策というのを継続的にやっていただきたいなというふうに思っておりますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

チャンスがあれば、この東保育所のほうも、太陽光と蓄電池をセットするということは、やはり考え方は持っておいてほしいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）今の屋根の関連なんですけれども、この図面を見せていただいたら、改修前にもこの勾配屋根にシート防水とあって、改修後はシート防水新設とあるんですが、大体このシート防水って、陸屋根、フラットの屋根にするのが多いんですけども、これ、現状もそうなっているということは、これ以前の改修で多分したと思うんですが、経過はどれぐらいたっているか分かりますか。

委員長（文野慎治君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）おっしゃるとおり、以前の改修でシート防水にしています。それで、防水の工法については、現状の建物の勾配がある勾配がないということもありますし、改修前の状況の仕上げを見ながら改修方法は決定しています。なるべく雨漏りの発生する確率が低い工法を決定しています。

前回の改修ですけれども、ちょっと、詳細な年数はただいま失念しましたけれども、10年以上は経過しているかと思ひます。

以上です。

委員長（文野慎治君）河合委員。

委員（河合弘樹君）現状、雨漏りとかはしていないということですか。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）現状のほう、雨漏り一部しております。軒先であったり、一部倉庫のところはしておりますので、その辺の意味で早急にしないといけないというところがございます。

以前の改修の部分なんですけれども、今回、以前については、平成15年に耐震改修と一部そういった改修しておりますので、それ以降ですので、約19年ですかね、経過した形の今回大規模修繕という形になってまいります。

以上です。

委員長（文野慎治君）河合委員。

委員（河合弘樹君）そのシート防水は、大体20年ぐらいとなっているんですけども、保証とかいうものはあるんですかね。

委員長（文野慎治君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）全てが全てではないんですが、防水工事は基本的にメーカー保証のほうは10年となっております。保証期間10年ですけども、通常、大体15年から20年ぐらいまでは問題なく使えているという例もございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）河合委員。

委員（河合弘樹君）分かりました。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第14号 工事請負契約の締結について（熊取町立東保育所大規模修繕工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分に分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）13ページ、入のところですが、農業債のところでも永楽ダムの修繕事業債が出ているんですが、これ、どのような修繕が必要だったのかというのは、事業かな。そうですね。

（「次やね」の声あり）

委員（江川慶子君）そうですね。じゃ、そのときに聞かせてもらいます。

委員長（文野慎治君）いいですか。

委員（江川慶子君）はい。そしたら、もう一つ。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）すみません、21ページ、小学校の就学援助事業とその下の中学校の就学援助事業の中で、扶助費が削減されております。附属資料のほうに……。すみません、この内容が給食費の無償化による所要見込額というような説明が書かれております。今年は給食が無償化に、小学校、中

学校子どもたちの給食費が無償化になることにより、扶助費のほう、就学援助費のほうの減額が出たということでしょうか。

委員長（文野慎治君）松藤学校教育課参事。

学校教育課参事（松藤茂孝君）委員のおっしゃるとおり、給食費の無償化が令和3年度に実施されております。その関係で、1日当たり小学校では240円程度、中学校では280円程度の給食費というのが就学援助で支給されることになるんですけども、その分、年間200日分が支給されていない状態になっております。その分の減額ということになっております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。ちょっと関連して聞きたいんですけども、小中学校の、今回4,200万円というのが、本来なら就学援助の中で、小中学校の中で就学援助というところを出てくるところが、別途別のところで無償化ということが出されたということなんですけれども、全体的に給食に関わる費用というのはどのぐらいかかっていたんでしょうか。

委員長（文野慎治君）三原学校教育課長。

学校教育課長（三原 順君）給食に係る費用ということで、今回無償化というお話がございましたので、その無償化に係る町の支出ということで申し上げますと、令和3年度の、今の見込みですけれども、小中合わせて1億5,000万円前後ぐらいが給食無償化に係る費用の見込みというふうには見てございます。全体に係る給食費ということで、よろしく願います。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。そのうちというか、その分の影響で就学援助費が減額になったということで。分かりました。理解します。ありがとうございます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。

委員（江川慶子君）はい。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）すみません。職員の給与関係のところ、退職手当が出ているんですが、早期の退職者4名、自己都合の方が4名ということで、プラス退職金積まれているんですが、この自己都合の方とか様々理由あるかなと思うんですけども、この辺、言える範囲で結構ですので、ちょっと説明お願いします。

委員長（文野慎治君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）職員の自己都合の退職ですけれども、やはり皆さん前向きに新たな道を選ばれて、本町を離れていかれる方がほとんどでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。大林副委員長。

委員（大林隆昭君）先ほどと、二見委員のところと同じなんですけど、これから退職される方がだんだんと年齢的に増えていくときになってくると思うので、今回この退職される方の補充ということに関してもそうですし、これから積極的に補充をしていかないといけなくなってくると思いますので、そのあたりについて教えてください。

委員長（文野慎治君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）今回も、もともとの定年退職も9名ということで、今後数年間は、そういった10名前後ぐらいの定年退職が続いてまいります。その中でも、当然自己都合とか早期も含めまして、退職というのが一定出てくることは我々も想定はしてございます。ですので、採用に当たっては、基本的にはしっかりと現場が事業を滞りなくできる人員体制はしっかりと組んでまいりたいと思っております。

これまでは、現在の行革の中で、定年退職者のおおよそ2分の1を補充するという事で職員定数の削減には取り組んでまいりましたが、一定行革の目標も達成を見込んでおりますし、次期行革の中でどういうふうな論点になるかというのは見据えながらではありますけれども、しっかりと住民サービス、その低下につながらないように、しっかりと補充のほうも含めて体制のほうは考えてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）21ページが一番最後なんですけれども、これ、八幡池青少年広場トイレ新築工事等の落札減によるものという説明であったと思うんですけれども、このトイレ工事に当たって、私自身もずっと一般質問と要望をしてまいって、実現したことであって、このたび3月1日から使用できるようになったということ、町長はじめ関係各位の皆様には心より感謝申し上げたいと思います。

そこで、説明であった1,900万円の宝くじ助成金についてですが、これについて詳しくお聞かせいただけますか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）宝くじ社会貢献広報市町村補助金につきましては、これ、大阪府の補助金になりまして、宝くじの普及宣伝に寄与する事業を実施する市町村を支援するための補助金になります。今回は、八幡池青少年広場トイレ新築工事に関する補助金ということでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）河合委員。

委員（河合弘樹君）丸々このトイレ事業に対して1,900万円下りているということですか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）補助率については、工事内容や過去の交付状況を見て補助率を決定するという事で、熊取町は今回の場合59.5%の補助率ということでございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）河合委員。

委員（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間休憩いたします。

（「10時31分」から「10時35分」まで休憩）

委員長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）すみません、19ページのところですが、公園維持管理事業の分で、ゆめの森公園と永楽墓苑の指定管理委託料の分の、来園者減少により駐車場代の補填というふうになっているかなと思うんですけれども、これ、来園数というのはどのように減少したのかという数を教えていただけますか。

委員長（文野慎治君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、二見委員おっしゃられている案ですが、一応駐車場収入算定するに当たりまして、どうしても12月までの実数しか拾えてございませんので、12月までの来園者数の人

数と駐車場料金の料金から昨年と比較して、今年度の案分して1月、2月、3月の駐車場料金、来園者数、駐車場料金ですね、のほうを想定しまして、不足分を今回補正予算として上げさせていただいています。

あと、人数ですが、あと、1月、2月まではもう人数出てございますので、あと3月、今月ですね、を想定した場合、昨年度が17万7,658名の分が、今回想定しているのが14万3,546人と約8割ぐらいの想定をさせていただきます。

委員長（文野慎治君）二見委員。

委員（二見裕子君）分かりました。やっぱりコロナ禍でなかなか来園も来なかったということですかね。子ども連れて、外は割と皆さん遊ぶのに行かれたのかなとは思っていたんですけども、やっぱり8割ぐらいしか来られなかったというのは、コロナ禍のせいということですかね。

委員長（文野慎治君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今回のまん延防止のほうにつきましては、特に公園の閉鎖、遊具の制限等はかけていないんですが、やはり令和3年度の当初の4月頃、ふわふわドームに制限をかけたとか、4月9日から5月いっぱい、遊具については5月2日から15日、違います、すみません、令和3年は、遊具が4月25日から6月20日、約2か月ぐらい制限かけています。同時期についても、スケートボード広場のほうも制限かけたというところもございまして、その辺で若干来園者のほうが減少している原因にはなっていないかと思えます。

冬場についても、去年は結構人数来てくれたところもあるんですが、2月は昨年度よりは増えておるんですけども、やっぱり1月とかはちょっと減少傾向にある状態でした。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）その上の交通安全施設整備事業なんですけど、これは、国の補助金を活用するために前倒しで計上ということで、計画の大体今何%ぐらいこの路側帯のカラー化というのは進んでいるんでしょうか。

委員長（文野慎治君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）すみません、全体の計画のパーセンテージとしましては、この通学路交通安全プログラムにつきましては、毎年、一定関係者が寄まして延長を見直していくというところなので、すみません、一概に、全体の延長が変動するものですから、すみません、数字としては持ち合わせてありませんが、順次そういう関係者と協議する中で優先順位を決めて、整備はもう着実に進めているというところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）浦川委員。

委員（浦川佳浩君）そうすると、今、いわゆる住民の要望であったりとか、教育委員会等々で危険な箇所とか、そういう路側帯のカラー化を進める全体の中で、今がどれくらい、その進捗が進んでいるほうなのか、もう全然追いついていないから、こういった、とにかく国の補助金があるうちにどんどん前へ進めていっているのか、その辺の状況というのはどうなっているんですか。

委員長（文野慎治君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）すみません、今現時点の数字で、実績延長として言いますと、数字としましては、令和3年度、今年度も実施させていただいた中で、実績延長としては1.06キロですね、1キロと60メートルのカラー化については整備を進めてございます。すみません、進捗率として、今現時点で通学路安全プログラムに上がっている延長の中での進捗率、現時点で切ると69.5%の実施はさせていただいてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）いいですか。

ほかに質疑はありませんか。大林副委員長。

委員（大林隆昭君）11ページ、歳入のところなんです、土地売却収入、3つ書いていただいているんですが、附属資料のほうに。旧ごみ置場、五門西3丁目、この、ごめんなさい、一番下の池の場所は分かるんですが、上2つのちょっと場所が分からないので、すみませんが、お願いします。

委員長（文野慎治君）宮内道路課参事。

道路課参事（宮内要重男君）この土地売却収入の743万9,000円分のうち、466万7,000円が道路課所管分になります。今回の売却の場所ですけれども、払下げが8件ございまして、五門西3丁目2件、和田の3丁目1件、大久保南2丁目2件、大久保中4丁目1件、小谷北1丁目1件、成合北のほうで1件の水路とか里道、旧の道路敷や道路法面で機能のないものの払下げを行ったものでございます。それに加えて、交換処理している部分があります。法定外公共物の用途廃止を行った上で、代替施設用地を寄附いただくという部分がございます。それが2件ございます。ともに、成合西地区と、朝代東4丁目の町会の付近のところの水路の付け替えによるものでございます。

場所につきましては以上です。

委員長（文野慎治君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）そのうち、37万2,918円が環境課所管分になります。これは旧ごみ置場ということで、水荘園、大久保北でございますけれども、水荘園で1か所払下げをしたという、売却をしたというところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）大林副委員長。

委員（大林隆昭君）ありがとうございます。町有の使っていないところは処分していくという方向で多分進んでいくとは思いますが、この旧ごみ置場とか、使っていない里道とか、法面とかというところたくさんあると思うんですが、これからこういうのは増えていきそうな感じなんですか。

委員長（文野慎治君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）ごみ置場ということで申し上げますと、通常、昔、開発があった頃にはごみ置場置くようにということでお願いしていたんですけれども、その後、不燃物置場、あるいは粗大置場として使っていたところには不法投棄が増えまして、そこを取りやめるということで今現在進んでおります。

しかしながら、可燃ごみとか資源ごみの置場としては、まだまだお使いいただいているところがございますので、今回につきましても、近隣の方あるいは自治会長に、お使いになりますかという声がけをさせていただきまして、もう使う見込みがないというお返事をいただいたものですから、これを売り払ったと。ですので、まず近隣の方に、お使いになるかどうかというのを、事情をお聞かせいただいて、それから我々決めてまいりますので、どんどん増えるという方向ではないかなというふうには考えます。

以上です。

委員長（文野慎治君）宮内道路課参事。

道路課参事（宮内要重男君）里道敷、水路敷等の払下げの分につきましては、おのこの土地の隣接する所有者からの申請に基づき処理しておるもので、今後の見込みはその申請次第ということになります。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）17ページになります。地球温暖化の対策事業で500万円の減です。説明書を読んでいると、二酸化炭素排出抑制対策事業の支援委託料で、事業の見送りによって500万円の減が出ておりますけれども、具体的にどういったことをやろうと考えておられたのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（文野慎治君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）二酸化炭素排出抑制対策事業支援委託料ということなんですけれども、これは大きくくりとしてこういうふうに使われています。もっと端的に申し上げますと、COOL CHOICE推進事業支援業務という名前になっておりまして、これにつきまして、国のほうに補助金の申請をしながら、公募をかけまして事業を進めようというふうに考えていたものでございます。

COOL CHOICEといいますのは、賢い選択ということで、国のほうが、これ、安倍総理の時代ですけれども、27年7月1日から新しい国民運動スタートということで、COOL CHOICEという考え方を広げていきたいと思いますということをされています。それについて、我々もそのCOOL CHOICE、賢い選択ということについての周知啓発、そういう事業をしてまいりたいというふうに考えました。

今年度につきましては、町制70周年事業がございますので、こういった70周年事業にもコラボして、周知、そういったものを広げられるのではないかなというふうなこともございまして、ここのタイミングに合わせて、その周知、当然、環境フェスティバルとか環境課所管のイベントもいろいろありますので、そこコラボして、周知、例えばエコカーを買っていただくとか、エコ住宅にするとか、エコ家電にしてくださいとか、そういった賢い選択をしてくださいというふうな周知啓発を国の補助をいただいてやっていきたいというふうに考えて公募をしたんでございますけれども、これに手を挙げてくれる事業者がいなくて、取下げということになったと、残念ながら取り下げるということになったというところでございます。

委員長（文野慎治君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）公募に手を挙げてくれる事業者がいなかったから取り下げたというふうな形なんです。70周年の事業がありましたけれども、コロナの関係でいろいろと中止になりましたよね。それで中止になったからやめたんじゃないかと、公募する、やって事業者がおらんかったからできなかったというふうな形で、もう国にお金を返すというふうなことなんですか。何か継続して令和4年度とかにするとか何とかというのは考えないんですか、その辺は。

委員長（文野慎治君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）これ、公募させていただきました。その中で、コロナの影もちらほら見えておりましたので、コロナになってイベントが中止された場合の代替案も示してくださいねというふうなことで公募をかけたんですけれども、その中で、公募、手を挙げてくれる事業者がいなかったと。

我々この70との、ちょうど時期的にも、打って出る、周知させていただく時期としていいのではないかなということで選ばせていただいたんですけれども、来年度につきましては、また違う2050年度までのカーボンニュートラルに向けての計画、このロードマップをつくっていきいたいというふうに軸足を置いておりますので、そちらで考えていきいたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）分かりました。要は、少し敷居が高くて、なかなか応募、公募に手を挙げてくれる方が、コロナの加減もあつたりとかでなかったというふうな形ですね。そういうふうに理解させてもらえばいいんですね。はい、分かりました。了解です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）同じ17ページの一番下、ため池廃止補償金の減ですけれども、85万8,000円。これ、附属資料の2ページで載っている源太池売却によるものと思うんですが、町が45%、大池土地改良区が45%、合わせて70万2,000円。野田区が10%で15万6,000円で、85万8,000円。売却値段がこの1月入札がありまして240万円。その前の年、令和2年度でしたかね、この源太池の用地測量等不動産鑑定による費用は192万7,000円になっているんですが、これについて詳しくお聞かせ願えますか。

委員長（文野慎治君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、河合委員おっしゃられているとおりの予算の関係になります。令和2年度に、売却に向けましてまず境界を確定しないといけないということで、境界確定するための測量費用。令和3年度につきましては、それを今度幾らという値段を出さなあかんというところで、鑑定費用が、今、河合委員おっしゃられたように、最終、執行額としまして84万1,220円となっております。売却益の240万円から差し引いたものを、今、河合委員おっしゃられた割合で配分をしているというところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）河合委員。

委員（河合弘樹君）ざっと、240万円から192万円って、40万8,000円弱ぐらいになると思うんですが、それが何で85万8,000円になるんかというのを教えていただきたいです。

委員長（文野慎治君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）正確な数字でいきますと、測量にかかりました費用が71万5,000円。境界明示するときに、法人の証明書交付をしていただかないとあかんというところで、それを町のほうで負担してございますので、それが1,920円。令和3年度に不動産鑑定手数料として執行した額が12万4,300円、合計84万1,220円となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）答弁はそれでいいですか。

（発言する者あり）

委員長（文野慎治君）ちょっと整理して答えてください。もう、答弁はそれでいいですか。河合委員。

委員（河合弘樹君）おっしゃったように、240万円から、その測量鑑定料を引いた192万7,000円って引いたら40万円ちょっとになると思うんですけども、この85万8,000円とこの40万円、どう違うんかということを説明していただきたいんです。ざっくり考えてそうなんかなと。そこからの補償というか、いや、そうじゃないということですか。

委員長（文野慎治君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）ちょっと整理させていただきます。売却が240万円、経費が84万1,220円となりますので、残りが155万8,780円。その45%と10%となりますので、今言うております85万8,000円という形で。河合委員今言うていただく190万円が、ちょっとすみません、僕らちょっと理解しにくかったので、今、説明は155万8,780円を、売却益の残出ましたので町が45、大池が45、野田区が10%という形で、その分の水利組合と野田区の支出が85万8,000円という形になってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）河合委員。

委員（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。

委員（河合弘樹君）はい、理解しました。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）19ページになります。道路維持事業で、附属資料を読んでいますと、測量・設計・監理委託料の中で、道路照明の照明灯の定期点検が970万円上がっています。これと違って、道路舗装の路面の性状調査2,300万円上がっておりますけれども、これはどこの路線なのか。町道五門久保小谷線のこと、これを路面性状調査されるための予算なのか、ちょっとその辺を教えてください。

委員長（文野慎治君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）こちらについては、特定の路線というよりも、定期的に行っております道路の舗装、修繕計画に基づく点検、町域全域となりますが、今年度から機械を利用した形で、この新しい最新の技術を用いるという中で、補助金が採択できるというところで、これま

で直営でやっていた点検ですが、こういう最新の方法によって、車を走らせることによって路面状態変状調査をして、優先順位をつけていくという点検を、今回補助金を活用してさせていただくというものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） 分かりました。道路計画、補修計画に基づいて、今までは道路課の皆さんと、それからいろんな区から上がってくるようなもので順番とかつけておったのを、これからはこういうふうな性状調査というのを外に出して、車を走らせて、傷み具合とかを把握するような、そういうふうな形に変えていくというような形なんですね。というふうなことなんですね。第1弾が、それはもう町道やから、広域、もう全てでというような形で、それが2,300万円ぐらいでその調査ができるというふうなことなんですか。これはもう毎年毎年やっていくというふうなことなんですか。その辺の性質もちょっと併せて教えていただければ。

委員長（文野慎治君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君） 町のほうで策定いたしました町道の舗装修繕計画につきましては、当初平成24年度、それから29年度、おおむねこういう道路施設については5年度ごとの点検調査というところでございます。そんな中で、今年は令和4年度に実施という中で実施させていただくように考えてございます。だから、次回、毎年するというものではなく、一定5年ごとぐらいでこういう調査をさせていただき、優先順位を立てていくというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） よろしいですか。ほかに。江川委員。

委員（江川慶子君） 先ほどちょっと総務で聞きかけて聞けなかったところなんですけれども、永楽ダムの、ごめん、目が見えなくて。事業債として、臨時で700万円、13ページのところで、総務で出たんで、事業のほうとの絡みがちょっと分からないので、その辺ちょっと説明していただけたらありがたいです。

委員長（文野慎治君） 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） この事業でございますが、永楽ダムのほうの取水バルブ、ダムから水を放流する際にバルブ、要は水道という蛇口みたいなものがダムにもございまして、それが1個、電動バルブのほうもう破損して使えなくなっているということが昨年度の点検で分かりましたので、今年修繕を行っているところです。それにかかりました費用が約700万円ほどございまして、それが100%充当できて起債の対象になったというところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 江川委員。

委員（江川慶子君） 分かりました。ありがとうございます。それと、15ページの町内循環バス運行事業のところなんですけれども、500万円減額ということなんです、この辺ちょっとご説明お願いします。

委員長（文野慎治君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君） バス関係の予算につきましては、例年、国の示されている運行距離当たりの人件費でありますとか、運行費でありますとか、そういうもろもろの経費をもって予算査定を、予算を計上させていただいてございますが、実際、南海のほうで運行いただく中で、精算見込額として今の時点で上がってきたものとして500万円を減額させていただいておるものです。

例年、昨年につきましても800万円、令和元年度につきましても519万円、これぐらいの金額について運行費が下がった形で精算されるというものです。これ、先ほど私、説明させていただいたように、国のほうで査定されているのは全国一律の運行経費でございます。比較的南海ウイングバスにつきましても、効率よく運行されているという中で、実際、精算額が下がってくるものというふ

うに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。先日、ちょっと要望書が議会のほうにも上がっていたと思うんですが、どうも何か運転士さん、悪条件の中で働いているのではないかなという文書だったんで、その辺、知っていますか。

委員長（文野慎治君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）そちらの要望書も、我々もご説明をいただきながら受けさせてはいただきましたが、町の補助金が不当に低くお支払いしているものでもなく、南海ウイングバスからの運行経費として適正に、我々としてはお支払いさせていただいているところです。あとは、社内の中での労使関係がどのようになっているかというところなので、町として何かできるというようなものではないというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。しかしながら、委託先に対しての労働条件だとか、安全に住民を乗せて運行していただくわけなので、何か指導というか、何か助言といいますか、そういったものというのは、町からやるということではできないのでしょうか。

委員長（文野慎治君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）私どものほうでも、その委託している中で、不当な労働と、今、江川委員おっしゃられていましたですけれども、賃金的なものとして、府の定める、国の定める最低賃金を下回っているというようなところについては確認させていただいてございますが、そのようなこともなく、最低賃金よりも、相当とは言えませんが、一定の額を上回った額で契約されているというところで、町としてそれ以上の対応は、現時点ではできないなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。

それでは、議案第18号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時04分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

文野慎治

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 令和4年3月10日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	渡辺 豊子	副委員長	田中 豊一
	委員	坂上 昌史	委員	鱧谷 陽子
	委員	田中 圭介	委員	河合 弘樹
	委員	坂上 巳生男	議長	二見 裕子

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原 敏司	副町長	南 和仁
	教育長	岸野 行男	総合政策部長	明松 大介
	総合政策部理事	東野 秀毅	総務部長	林 利秀
	健康福祉部長	山本 雅隆	健康福祉部理事	木村 直義
	都市整備部長	田中 耕二	都市整備部理事 兼道路課長	白川 文昭
	都市整備部理事	永橋 広幸	介護保険課長	根来 雅美
	子育て支援課長	松浪 敬一	保育課長	藤本 明
	保険年金課長	阪上 正順	道路課参事	宮内 要重男
	水とみどり課長	庭瀬 義浩	下水道課長	山田 卓幸
事務局	議会事務局長	藤原 伸彦	書記	瀬野 裕三

付議審査事件

議案第8号 子どもの権利に関する条例

議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

議案第15号 町道路線認定及び廃止について

議案第16号 町道路線認定について

議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について

議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算(第2号)

委員長(渡辺豊子君)皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長（渡辺豊子君）なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたまま発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案13件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくようお願いいたします。

委員長（渡辺豊子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（渡辺豊子君）初めに、議案第8号 子どもの権利に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それでは、子どもの権利に関する条例について質問いたします。

これについては、議員全員協議会の中でもご説明もございましたし本会議でも条例案に対する説明があったわけではありますが、改めてもう一度聞いておきたいのは、この条例のたたき台に関しては多分、子ども・子育て会議で諮られたかと思うんです。子ども・子育て会議でどのような意見が出て、またその意見をどう反映されたのか、その点をご説明願います。

委員長（渡辺豊子君）松浪子育て支援課長。

子育て支援課長（松浪敬一君）子ども・子育て会議の中で、この条例をつくるに際して条例検討部会というのを設置いたしまして、合計4回開催しております。その中で、小学生、中学生からのアンケート結果あるいはオブザーバーとして3名の学生の方に入ったりしていただきましたので、そういった意見を踏まえていろいろ議論をしていただきました。

その中で、一定そこで集約される意見といいますと、やはり熊取町の行政規模の優位性といいますか、行政と町民との距離感が近い形で行政が行われている、あるいは子育てにおける保護者の役割、これは第一義的な役割は保護者にあるんだけど、やはり子育てに困ったときとかは相談できるんですよという考え方が大事ですよというふうなことであったりとか、あと、学生からの意見として、子どもには、大人、親との関係の中で子ども、大人という関係ではなく対等に話し合える関係であるべきとの思い、そういうのが伝えられたというところ、それとあと、年代を超えての対話であったりとか子どもが安心して過ごせる居場所が大切だというふうな意見であったりとか、あと、子どもも困ったときに相談できるところ、SOSを出すところを知っているということが大切やなという、そういった意見とかがございました。それらを条例検討部会の中で条例案の中に反映して、条例案として答申いただき、議案提案させていただいているというところでございます。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）大体理解いたしました。恐らくそういう検討部会の中に事務局案といいますか、最初のたたき台を出して、それをもんでいった形になると思うんですが、その議論の中で文言をこういうふうに修正されたとか、あるいはこの点が補強されたとか、そういう点はございますか。

委員長（渡辺豊子君）松浪子育て支援課長。

子育て支援課長（松浪敬一君）大きいところとして言えますのが、今回、子どもの権利というのが、子どもにとっては特に責務というのはなくて、子どもの権利というのが生まれながらに保障されると。

これは子どもの権利条約の考え方から来ているんですけども、ただ、子どもは権利は持っている保障されるんですけども、一定ほかの人の権利も大切にしなければいけないという考え方は、最初、入れるか入れないかというのはかなり議論にもなったんです。最終、委員の意見の中でこれは入れましょうというふうなことになったりとか、あと、先ほども言いましたけれども、保護者の方、法律上は第一義的な責任を持つんですけども、困ったときは周りに頼ったり相談したりできるんですよ、そういう考え方はしっかり盛り込んでほしいというふうなこととかがありまして、今、条例案の中には入っているところでございます。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今おっしゃった周りの人に頼ることはできるんだよという規定は、それは保護者がという意味ですね。

委員長（渡辺豊子君）松浪子育て支援課長。

子育て支援課長（松浪敬一君）条例案の第6条の保護者の責務の中に、条文の中に書き入れております。以上です。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）大体分かりました。

その他、パブリックコメントもあったかと思うんですが、パブリックコメントの場合は、おおむねそれに対して、ご意見は理解しますが原案のままできさせていただきますという回答が多かったかと思うんです。パブリックコメントを受けて修正した部分あるいは追加したというか、そういうのはございますか。

委員長（渡辺豊子君）松浪子育て支援課長。

子育て支援課長（松浪敬一君）パブリックコメントにつきましては、お二人の方から5つの意見をいただいております。そのうち、先ほどの第6条の保護者の責務の中で、もともとここは……

（「生活習慣」の声あり）

子育て支援課長（松浪敬一君）そうですね、ここの第1項第3号の中で、「子どもに基本的な生活習慣や社会の規範が身につくように行動します。」と規定をしております。ここは、もともと子どもの生活習慣が身につくように行動しますという表現やったんですけども、保護者の役割として、やはり社会の規範というのも家庭の中でしっかり身につけさせるということも大切やという意見がございまして、これも意見をいただいた中で、庁内で議論した中でこれは加えましょうということで、ここが付け加わって変わっております。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。子ども・子育て会議の中の検討部会を4回開いていただいて、ここに出されたアンケートやオブザーバーの意見も踏まえながら慎重に議論して補強していったことやら、パブリックコメントの中で出された意見も一定採用していると、そういう事情はよく分かりました。ありがとうございます。

委員長（渡辺豊子君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）条例ができて、これから子どもたちや家庭に分かりやすい、そういうふうなチラシみたいなものを作っていくかと思うんですけども、そのときには検討委員会の方々も入られるのか、それかもう職員だけで作られるのか、どういうふうな作り方をされるのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

委員長（渡辺豊子君）松浪子育て支援課長。

子育て支援課長（松浪敬一君）この条例の周知を図っていくというところで、この条例を分かりやすく、子どもたちにも大人の方にも分かるということで、種類、内容を変えて作りたいというふうな考えております。その予算も当初予算には上程をさせていただいているわけなんですけれども、これに

ついては一定、子ども・子育て会議からはもう答申を受けて、今は町のほうで上程しているということで、今後、町が責任を持って進めていくということなんです。パンフレットの作成については、庁内の関係各課、条例をつくる際にも庁内検討会議といいまして関係課と協議をしながらつくっていった経過もございますので、そういった関係課と調整しながら作っていく。あと、子ども・子育て会議につきましても条例の作成に際しては議論いただいておりますので、ご相談をしながら作っていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（渡辺豊子君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

本当にいい条例ができたなというふうな感じで思っております。子どもや保護者の方々にもこの条例がすごく分かりやすく、自分たちの考え方とかを変えていけるような、そういうふうなまたパンフレットを作っていたらありがたいなというふうに思いますので、またよろしく願いしておきます。

委員長（渡辺豊子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第8号 子どもの権利に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（渡辺豊子君） 次に、議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 今回のこの条例改正に関しては、もともと熊取町に対象施設がないので直接あまり関係がないと思うんですが、1点だけちょっと文言で十分理解しにくい点がございましたので、新旧対照表がありますが、資料の4ページのところに「国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者」というふうな、そういう表現が出てきます。国家戦略特区という、そういう枠組みというのはいろんな法令の中に出てきますが、家庭的保育事業における国家戦略特区小規模保育事業者というのはどういうものなのか、そのご説明を願えますか。

委員長（渡辺豊子君） 藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君） こちらの国家戦略特別区域小規模保育事業者なんですけれども、小規模保育事業、家庭的保育事業も含めてなんですけど、もともと0、1、2歳の子どもを対象とした事業でございます。あくまで低年齢児の待機児童対策としてやっておる制度でございます。今回、戦略特区を受けることによりまして、その施設で3歳から5歳、3歳以上の子の受入れということも特区の認定を受けることでできると。そうすることによって、都市部で多い3歳以上の待機児童対策にもつながるよというところ、0じゃなくて3歳から5歳も受入れできるよというふうな部分の制度という形でできた事業でございます。

以上です。

委員長（渡辺豊子君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 3歳から5歳に関して特区の認定を受けることができるということですが、特区の認定を受ける際の何か要件みたいなのはあるんですか。

委員長（渡辺豊子君） 藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）まず、特区の認定、大阪府が特区を受けているんですけども、そちらのほうである事業者のほうについては、市町村のほうに申請等をすればこういう認定を受けられるというふうな形になっております。府下では堺市がやっておるといふふうに聞いております。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それは、市町村で大阪府に対して申請して特区が認められるという形になるわけですか。

委員長（渡辺豊子君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）特区の区域については大阪府として全体で受けておりますので、各市町村にある施設が市町村のほうに確認という行為が必要になってきます。この行為の確認を受ければ3歳以上の子の受入れもできるというふうな形になっておりますので、個々の施設ごとではございません。

委員長（渡辺豊子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第9号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（渡辺豊子君）次に、議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）これは第9号と同じような形を取られているという感じがするんですけど、違いを説明してもらえませんか。

委員長（渡辺豊子君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）基本的に、先ほどの家庭的保育事業の部分、特区を受けた部分についてを連携施設の対象に入れるという部分については共通でございます。

あとの部分については、電磁的記録の部分、今までは紙でやっていた分を電磁でできるといった部分が追加されているという意味では、ほぼさっきの部分と同じような改正内容というご理解で結構かと思えます。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第10号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（渡辺豊子君）次に、議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の条例改正では、第18条のところ未就学児の被保険者均等割額の減額ということで、未就学児を抱えている家庭にとっては均等割の減額があるということで負担軽減につながる改正になっているんですが、これについて、軽減する財源の国や自治体の負担という、その割合はどういうふうになっておりますか。また、条例改正したことで熊取町の負担がどの程度増えるのか、分かりましたら教えていただけますか。

委員長（渡辺豊子君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）こちらの軽減措置に関しましてでございますけれども、保険料を抑制するために公費でそれを補填するという形になってございまして、その負担割合につきましては国が2分の1、府と町がそれぞれ残り4分の1ずつを負担し合うというような形で制度設計をされております。大阪府からも事前調査等ございましたので、うちのほうでも、これは全市町村だと思っております。けれども、見込額というものを3年度保険料ベースで算定いたしましたところ、年間でこの拡大総額というのはおよそ380万円ほど見込まれてございます。そのうちの4分の1となりますと大体95万円ぐらいの町負担額というものが見込まれます。

概要については以上です。

委員長（渡辺豊子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第11号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（渡辺豊子君）次に、議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。田中圭介委員。

委員（田中圭介君）これ、18歳に達した日以後における最初の3月末までと書いているんですが、4月1日生まれの方はどうなるんですか。学年としては、4月1日生まれは前の学年じゃないですか。4月2日からもう一個下の学年。これやったら、4月1日生まれの方が18歳になった次の3月末というのは、1年間また丸々あるわけですか。

委員長（渡辺豊子君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）実際に18歳に4月2日になられた方々につきましては、その年度末まで対象になりますので、実際には1年間長い方もおれば、極端に言うと短くなる可能性のある方もいらっしゃるという形になります。

委員長（渡辺豊子君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）僕の言うているのは、4月1日生まれの方で、前の学年と言ったらおかしいんですけど、3月31日生まれの前の方と同じ学年になるじゃないですか。2日からの方が次の学年、それなら4月1日生まれの方が18歳になるのは、3月末までの次の日が18歳になると。18歳の3月末までということはそこからまた1年延びるのかという。ほかの富田林市とかの市町を見たら、やはり4月1日生まれの方は前日の3月31日までとか、優しい、分かりやすくなっているんですけど、

これの書き方を見たら延びるのかなと。

委員長（渡辺豊子君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）年齢の法律の、ちょっと今手元に詳しくはないんですけども、満年齢の扱いにつきまして、4月1日誕生日の方は3月末日が年齢到達というような形を捉えますので、その学年、4月1日の方についても含むというような形で、実際には同じ学年で捉えさせていただくというふうに考えています。

委員長（渡辺豊子君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）ホームページ等に掲載するときには、4月1日生まれの方は31日までという記載をしておいていただけたらなと思います。

委員長（渡辺豊子君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）実際の運用にのっとった説明ができるように心がけたいと思います。

委員長（渡辺豊子君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一副委員長。

委員（田中豊一君）2月14日の議員全員協議会で事前に説明がありまして、いよいよ10月からやっただけなんだなということで今は条例の改正の審議なんですけれども、これによって岸和田市以南の8つの市町では、泉佐野市も10月からやるということで進めているようなので、半分以上が18歳に拡大ということになってくるんです。

この説明の中でちょっと2つほど聞かせてもらいたくて、一つは、1年間実施した場合、経常経費で2,718万3,000円ほど今までより余計に要するというか、そういう支払いになるということで、手数料プラス助成金額ということなんですけれども、財源のところを見ますと構造改革プランによる財政効果額等を活用するということなんです。何か具体的にあれば教えてください。

委員長（渡辺豊子君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）今回の医療費助成の拡充は、財源的には補助金等の特定財源がありませんので、全て一般財源という形になってございます。資料の中で行財政構造改革プランの効果額等ということで書かせていただいているのは、行財政構造改革プランの中にも取組項目の一つとして新たな行政需要等の拡充ということも位置づけておりますので、一定、毎年効果額というのが計画数値よりもここ2年ほどは少ないところはあるんですけども、全体の中で取り組んだ中で何とかやっっていけるというふうなところでの判断をしております。

さらに、令和4年度は新しい行革プランを策定する年度となりますので、行革の取組はもう不断なものとならないといけないと考えておりますので、引き続き行革をしっかりとした中で、この拡充も含めてのことなんですけれども、取り組んでまいりたいと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

委員長（渡辺豊子君）田中豊一副委員長。

委員（田中豊一君）そういう点、行革も含めて財源の確保をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点なんですけれども、昨年夏に、大阪府の府政に対する市町村の意見交換会の場でこの問題が町の意見として要望されたということで資料とかを頂いているんです。この時点では、令和3年4月の段階で府下の43市町村のうち23団体が18歳到達年度末まで拡大していると。その他の20団体については中学校卒業年度末ということになっているので、大阪府のほうも支援してもらって、大阪府であるとか国であるとかそういう拡充をしてほしいというふうな要望をされて、府の考え方とかも出ているんです。今後、43のうち、うちと泉佐野市が追加になればもう6割とかそういうところになってくるので、こういう要望も町村会とか市長会とか連合でやっぱりやっっていく必要があると思うんです。そういう意味での大阪府とかの財政援助、そういうところの動きについては何か考えがあったら教えてください。

委員長（渡辺豊子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）大阪府への要望、委員おっしゃっていただいているように毎年実施させていただいております。その回答の中にも、大阪府としてもナショナルミニマムやという考え方、そ

れは十分持っているので、国のほうにも続けて要望するというような回答をいただいております。

ただ、大阪府のほうは、就学前とそれからその後について、セーフティーネットの分は大阪府が半分面倒を見ましょと、それ以後の分は子育て支援やから市町村でという、そういう切り分けをしておるんですけども、やはりそれは考え方がもう古くなっているよということで、大阪府のほうに対しては要望を今後も続けていきたいというふうに思っております。全国的に見ても、やはり就学前ということでの都道府県補助というのは少なくなりつつありますので、その辺も踏まえて、毎年継続して大阪府のほうに要望は上げていきたいと思っております。

ただ、大阪府のその要望の際の担当の課長、本課の課長ですけども、課長のほうも、大阪府としてもこの分についてはナショナルミニマムで、国への要望と同時に、やはり補助については今は少し少ないような、申し訳ない思いでいっぱいですというような回答もいただいておりますので、引き続き、継続して要望は続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）田中豊一副委員長。

委員（田中豊一君）ありがとうございます。

10月から実施ということで、子育て世代の方は非常に喜んでおられると思います。町としてはやっぱり財源確保のための動きを内から行革を推し進めてやっていくということと、あと府や国から財源をもらっていくということの努力をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）府の要望に対しては、所得制限を府は設定していますので、それも撤廃するように併せて要望してください。お願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第12号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（渡辺豊子君）次に、議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の下水道の受益者負担金条例の改正については、利用者、住民にとって特に変更はないかと思うんですが、ちょっと念のため文言について確認させていただきたいんです。

新旧対照表の3ページのところで、受益者に変更があった場合の取扱いということで、「受益者に変更があった場合において、当該変更に係る双方の当事者がその旨を管理者に届け出たときは、」云々というふうにあるんですが、「受益者に変更があった場合」というのはどういうことなのか、これをご説明願えますか。

委員長（渡辺豊子君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）その場合といたしましては、受益者負担金については土地に係るものですから、相続とか売買とかそういうケースを想定してございます。それが複数行われた場合、その変更手続が遺漏されたりすることによりまして、一番新しい受益者が前の方のものもそろえるということになるとなかなか大変になりますので、その負担軽減ということで挙げさせていただいております。

す。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。受益者にとっては負担軽減になるということで、これはそういう利用者の声があって変更しようという、そういうふうに思われたわけですか。

委員長（渡辺豊子君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）声というか、我々も事務手続上書類がそろわないとかそういう形があります。ですが、登記されているのが明白ですから、その方になることはもう確定しておりますので、今回このような形とさせていただきます。

委員長（渡辺豊子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第13号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（渡辺豊子君）次に、議案第15号 町道路線認定及び廃止についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の町道の新たな認定と廃止についてなんですが、大久保区の中における新たな住宅開発に伴う町道路線の変更なんですけれども、新たな住宅開発地は図を見てもわかりますように大久保老人憩の家に隣接する区域であって、同時に雨山川にも接しておるとい、そういう地域なんです。既存のこれまでにある住宅地の中に囲まれている地域であって、府道泉佐野打田線の道路からはちょっと入り込んだ、表側の打田線の道路からは住宅地を一望することができないような、そういう奥まった地域なんです。現在、まだ全ての住宅が建っているという状況ではないと思います。これが全部完成して、そこにお住まいの方々の自家用車等も当然一家に1台ないし2台とかいう形になってくるんですが、以前にもこの点について議員全員協議会でしたか、何か議論があったときにも質問したかと思えます。交通の混雑とか交通安全とかそういう面で非常に心配な面もあるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（渡辺豊子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）現道交通につきましては、道路の拡幅計画等はありません。

あとは、交通安全対策については、交通量が増える状況においては対策を講じていくように考えてございます。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）現時点では、事故の発生とか何か地元区から苦情があったとか、そういうのは特にないのですか。

委員長（渡辺豊子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）特に交通事故が発生しているというようなこと、苦情は町のほうでは把握してございません。ただし、新しい開発地で交通量も少ない地区ですので、道路で遊んでいる子どもがいらっしゃるという中で、道路で遊ばないようにというような交通啓発をさせていただいたケースはございます。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この地図ではちょっと分かりにくいんですが、住宅地から通勤される方が朝の時間帯に車で打田線のほうに出てくると。そういった時間帯においてはかなり危険な状態が生じるんじゃないかと、それが一番心配されるんですけど、今後またいろんな地元要望も出てくるかも分かりませんが、その辺は気をつけて対応していただきたいというふうに思います。

委員長（渡辺豊子君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一副委員長。

委員（田中豊一君）ちょっと関連して、町道認定ということで、ここは都市計画法第29条の許可で、第32条の協議をして道路は熊取町に帰属というふうになると思うんですけども、管理移管というのね、こういう住宅地やったらある程度家が建ってから町に移管されていると思うんです。その時期というのは何かめどはありますか。

委員長（渡辺豊子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）委員おっしゃっているつばさが丘等大規模開発についてはそういう協定をまいて、入居率の中で現状8割入居で町が供用開始の手続を進めるというようなケースもあるんですけども、一般的な開発につきましては、この程度という言い方はあれかも分かりませんが、開発が速やかに進むという前提の中で、町のほうも交通が発生した状態で供用開始手続を進めるというように考えてございます。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）田中豊一副委員長。

委員（田中豊一君）私も交通安全のことで気になるのは、例えば打田線から入っていったところで交差点が幾つか発生していますので、そういうところの交通規制、一時停止であるとか、あと開発地ですから開発者のほうが例えば外側線を入れたりとかカーブミラーをつけたりとか、そういうことを協議の中でやっていると思うんですけども、特に規制関係、それがいつになって、交通量と交通が発生したものとうまくマッチするかというのがちょっと気になるので、関連して質問させていただいたんです。それは、もう警察との協議とかは進んでいますか。

委員長（渡辺豊子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）開発計画の時点で開発者と、想定できる道路管理者で設置できる交通指導線であるとか、そういうところについては指導させていただいてございます。その後、開発行為後に発生してくる問題等については、後づけになります。カーブミラーの設置であったり交通停止線の設置であったりについては、開発後臨機応変に対応しているという状況です。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）田中豊一副委員長。

委員（田中豊一君）坂上巳生男委員が心配するのと一緒に、出口が1か所しかありませんので、出てきたところがちょっとカーブで見にくいですし、また、この中には家を買われる方というのは子育て世代の人も多いので、子どもが飛び出すとか車と接触するとかということのないように、交通規制等よろしくをお願いします。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第15号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（渡辺豊子君）次に、議案第16号 町道路線認定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第16号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（渡辺豊子君）次に、議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第17号 旧慣による公有財産の使用権の廃止についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（渡辺豊子君）次に、議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第19号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（渡辺豊子君）次に、議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第20号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(渡辺豊子君)次に、議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)7ページの介護保険事業補助金のシステム改修補助金が減っているんですけども、これはどういうものができなかったとかそういうのは、どういう理由で補助金が減っているんでしょうか。

委員長(渡辺豊子君)根来介護保険課長。

介護保険課長(根来雅美君)こちらのシステム改修費につきましては、介護保険の制度改正によるシステム改修なんですけれども、当初の交付申請時には見込額で交付申請をさせていただいていたんですけれども、システム改修費が確定したことによって減額になったものでございます。

委員長(渡辺豊子君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第21号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(渡辺豊子君)次に、議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第22号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(渡辺豊子君)以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「10時52分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

渡辺豊子